「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 171
大項目	Ⅲ	Ⅲ　女性活躍のための基盤整備
中項目	1	1．子育て、介護基盤の整備
小項目	(1)	(1)待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て、介護基盤の整備、家事支援の充実
細項目	⑥	⑥乳児用液体ミルクの普及に向けた取組 災害時の備えや外出時、夜間における授乳を簡便に行うという観点から有用であり、授乳に使用される乳児用調整粉乳に代わる新たな選択肢となり得る乳児用液体ミルクの普及実現に向けて、事業者に対するヒアリングによる開発状況の把握、薬事・食品衛生審議会における審議等を通じて、食品衛生法に基づく規格基準の設定に向けた取組を推進する。また、健康増進法に基づく特別用途食品としての許可についても、乳児用調整粉乳との違いを踏まえ、品質の担保や摂取する際の安全性の確保等について、事業者に対するヒアリングや有識者からの意見聴取を行い、基準設定に向けた取組を推進する。 加えて、乳児用液体ミルクの有用性を踏まえ、関係機関とも連携を図りながら、様々な機会をとらえ、製品化の後押しに向けた取組を継続的に実施する。

該当施策名 （事業名）	乳児用液体ミルクの普及に向けた取組
該当施策の背景・ 目的	災害時の備えや外出時、夜間における授乳を簡便に行うという観点から有用であり、授乳に使用される乳児用調製粉乳に代わる新たな選択肢となり得る乳児用液体ミルクの普及を実現させる。

該当施策の政策手段の分類		
	○	法令・制度改正
	―	税制改正要望
	―	予算
		30年度要求予算額:　― 千円
		29年度予算額:　― 千円
		28年度歳出予算現額※1:　― 千円 28年度決算額:　― 千円 使用割合:　― %
	―	機構定員要求
	―	その他（具体的に） ―

該当施策概要	・ 事業者に対するヒアリングによる開発状況の把握、薬事・食品衛生審議会における審議等を通じて、食品衛生法に基づく規格基準の設定に向けた取組を推進する。 ・ 健康増進法に基づく特別用途食品としての許可について、乳児用調製粉乳との違いを踏まえ、品質の担保や摂取する際の安全性の確保等について、事業者に対するヒアリングや有識者からの意見聴取を行い、基準設定に向けた取組を推進する。 ・ 乳児用液体ミルクの有用性を踏まえ、関係機関とも連携を図りながら、様々な機会をとらえ、製品化の後押しに向けた取組を継続的に実施する。

<table>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※2</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※3</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野</td><td colspan="3">主に関係する分野・大項目</td></tr>
<tr><td>分野ー大項目</td><td>9－1</td><td>男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他関係する分野・大項目等</td></tr>
<tr><td>分野ー大項目</td><td colspan="2">11－1、1－2</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>担当府省・担当課</td><td colspan="3">①内閣府②厚生労働省③消費者庁</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">①男女共同参画局総務課②医薬・生活衛生局食品基準審査課③食品表示企画課</td></tr>
</table>

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について（平成28年1月）」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）」での施策の整理上の番号を示す。

乳児用液体ミルクの普及に向けた取組

乳児用液体ミルクとは

乳児用液体ミルクは、液状の人工乳が容器に密封されており、長期保存が可能な母乳代替食品。
現在、日本では流通していないが、海外では一般的に普及している国も存在。

特長

授乳時に**調乳の手間を省くことができ**、**粉ミルクに比べ、授乳者の負担軽減**等ができるため、次の利点がある。

・災害によりライフラインが断絶しても、水、燃料等を使わずに授乳できるため、災害時の備えとして活用可能。
（国内の流通体制が整い、使用方法やリスクに関して十分に理解されることが前提）
・夜間、共働き世帯で時間が限られるときや母親不在時でも簡便な授乳が可能。
・調乳用の高温の水が不要であり調乳を行わずに済むことから、外出時の所持品が少なくなる。
・乳児を伴って来日する外国人の利便にも寄与。

普及に関する制度の現状等

食品衛生法上、乳及び乳製品等については必要に応じて規格基準が設定（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令）。
乳児を対象とした粉末状の調製粉乳については成分規格が設定されている一方、乳児を対象とした乳児用液状ミルクについては成分規格等の設定がない。（ただし、現状は「乳飲料に分類」され、国内での製造等は禁止されていない。）（厚生労働省）
このほか、販売に供する食品に母乳の代替であるという特別の用途の表示を行うためには、健康増進法上の許可が必要（消費者庁）となる。

今後の取組の方向性

・事業者の開発状況の把握、薬事・食品衛生審議会における審議等を通じて食品衛生法上の規格基準の設定に向けた取組を推進
・乳児用調製粉乳との違いを踏まえ、品質の担保や摂取時の安全性の確保等について、事業者ヒアリングや有識者からの意見聴取を行い、健康増進法上の表示に関する許可基準の設定に向けた取組を推進
・製品化の後押しのための継続的な取組を進め、普及に当たり消費者が安心して使用できるよう広報啓発を実施

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 172
大項目	Ⅲ	Ⅲ　女性活躍のための基盤整備
中項目	2	2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備
小項目	(1)	（1）女性が働きやすい制度等への見直し
細項目	―	（1）女性が働きやすい制度等への見直し 　税制については、平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しについて、平成30年分の所得税からの適用に向け、必要な準備を進めていく。 　社会保障制度については、平成28年10月からの大企業で働く短時間労働者を対象とした被用者保険の適用拡大に加えて、平成29年4月からは、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大の途を開いたところであり、被用者保険に加入することによるメリット等の周知・広報に取り組むなど、円滑な実施を図る。この適用拡大の実施に併せ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金引上げを通じて、人材確保を図る事業主を支援するキャリアアップ助成金が十分に活用されるよう周知徹底する。 　また、更なる適用拡大については、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）附則第2条に基づき、平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされており、引き続き検討を進めていく。 　公務員の配偶者に係る扶養手当については、国家公務員における見直しを踏まえ、地方公務員においても、ほとんどの地方公共団体で見直しが行われたところであり、今後も引き続き適切に対処するよう各地方公共団体に要請していく。 　民間企業における配偶者手当についても、上記の税制や社会保障制度等の動きも踏まえ、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について引き続き広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。
該当施策名 （事業名）		女性が働きやすい制度等への見直し
該当施策の背景・ 目的		「『日本再興戦略』改訂2014」では、「働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し」として、税制、社会保障制度、配偶者手当等について総合的に検討することとされた。これを踏まえ、平成26年10月、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、内閣総理大臣から、関係大臣に対して総合的に具体的取組の検討を進めるよう指示するとともに、人事院にも国家公務員の配偶者手当について検討するよう要請した。女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。
該当施策の政策手段の分類	○	法令・制度改正
	―	税制改正要望
	○	予算 30年度要求予算額: 83,474,083 千円 の内数 29年度予算額: 67,007,503 千円 の内数 28年度歳出予算現額※1: 41,045,208 千円 の内数 28年度決算額: 48,547,027 千円 の内数 使用割合: ― %
	―	機構定員要求
	○	その他（具体的に） 有識者会議にて議論

<table>
<tr><td>該当施策概要</td><td colspan="3">税制に関しては、平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しについて、30年分の所得税からの適用に向け、必要な準備を進めていく。
社会保障制度については、女性を含め、働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、より多くの働く方の年金などの保障を厚くしていく観点から、被用者保険の適用拡大を進めることとしている。具体的には、平成28年10月からの大企業で働く短時間労働者を対象とした適用拡大に加えて、29年４月からは、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大の途を開いたところであり、被用者保険に加入することによるメリット等の周知・広報に取り組むなど、円滑な実施を図る。この適用拡大の実施に併せ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金引上げを通じて、人材確保を図る事業主を支援するキャリアアップ助成金が十分に活用されるよう周知徹底する。また、更なる適用拡大については、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）附則第２条に基づき、31年９月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされており、引き続き検討を進めていく。
公務員の配偶者に係る扶養手当については、国家公務員における見直しを踏まえ、地方公務員においても、ほとんどの地方公共団体で見直しが行われたところであり、今後も引き続き適切に対処するよう各地方公共団体に要請している。
民間企業における配偶者手当についても、上記の税制や社会保障制度等の動きも踏まえ、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について引き続き広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※2</td></tr>
<tr><td colspan="3">45</td></tr>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※3</td></tr>
<tr><td colspan="3">135</td></tr>
<tr><td rowspan="4">「第４次男女共同参画基本計画」での関係分野</td><td colspan="3">主に関係する分野・大項目</td></tr>
<tr><td>分野－大項目</td><td>１－５</td><td>女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他関係する分野・大項目等</td></tr>
<tr><td>分野－大項目</td><td colspan="2">９－１</td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当府省・担当課</td><td colspan="3">内閣府、内閣官房、人事院、財務省、総務省、厚生労働省</td></tr>
<tr><td colspan="3">政策統括官（経済社会システム担当）、内閣人事局給与第一係、給与局、主税局、自治行政局、年金局、労働基準局、雇用環境・均等局</td></tr>
</table>

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について（平成28年1月）」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）」での施策の整理上の番号を示す。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて（平成29年度改正）

○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）

平成30年分以後の所得税について適用

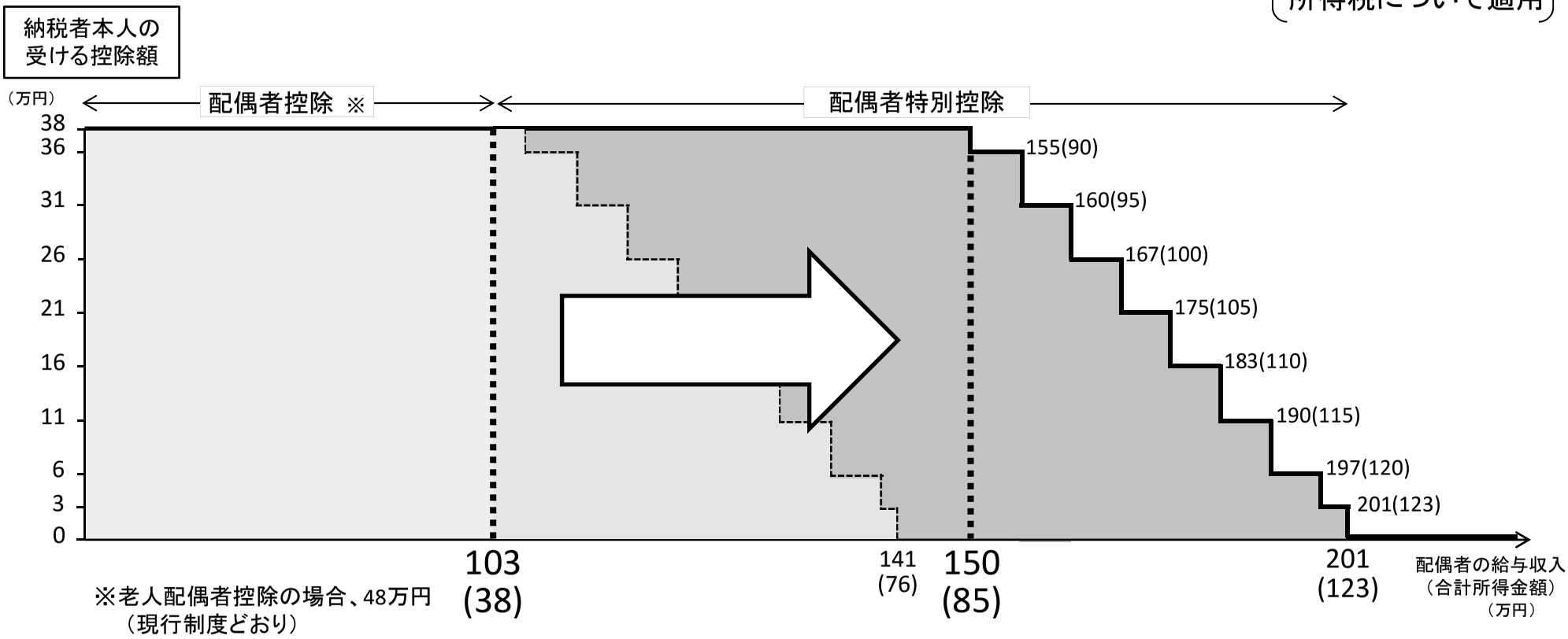

納税者本人の所得制限	見直し前：なし （配偶者特別控除は、給与1,220万円（合計所得金額1,000万円）で消失）	→	見直し後： 給与**1,120**万円（合計所得金額900万円）から逓減開始し、 給与**1,220**万円（合計所得金額1,000万円）で消失

（注）納税者本人の給与収入（合計所得金額）が1,120万円（900万円）超1,220万円（1,000万円）以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逓減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が1,120万円（900万円）以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①1,120～1,170万円（900～950万円）の場合には、その控除額の2/3、②1,170～1,220万円（950～1,000万円）の場合には、その控除額の1/3とし、③1,220万円（1,000万円）を超える場合には消失することとする。（控除額は1万円未満切上げ）

控除額を納税者本人の所得に応じて逓減・消失させていく仕組み（平成29年度改正）

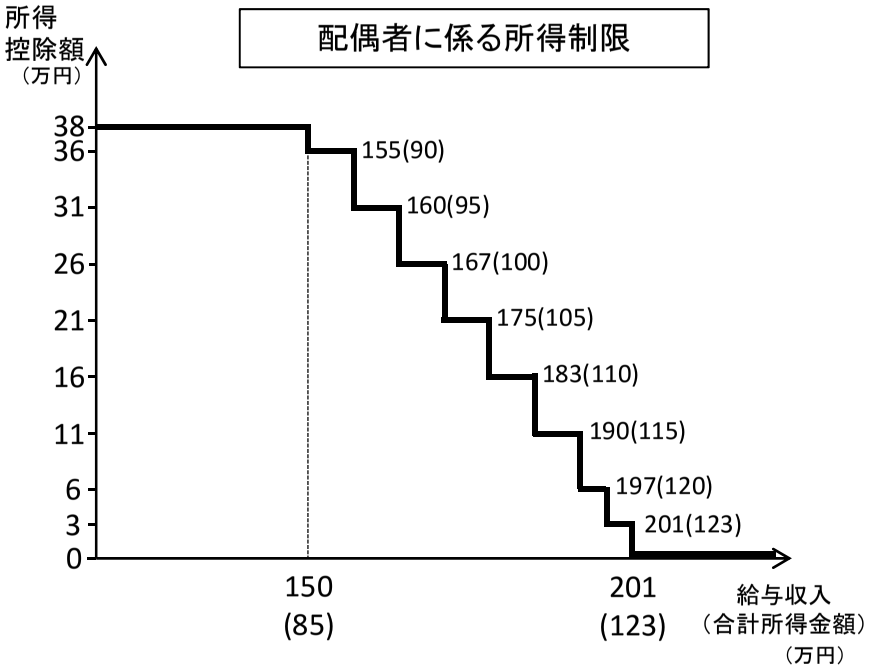

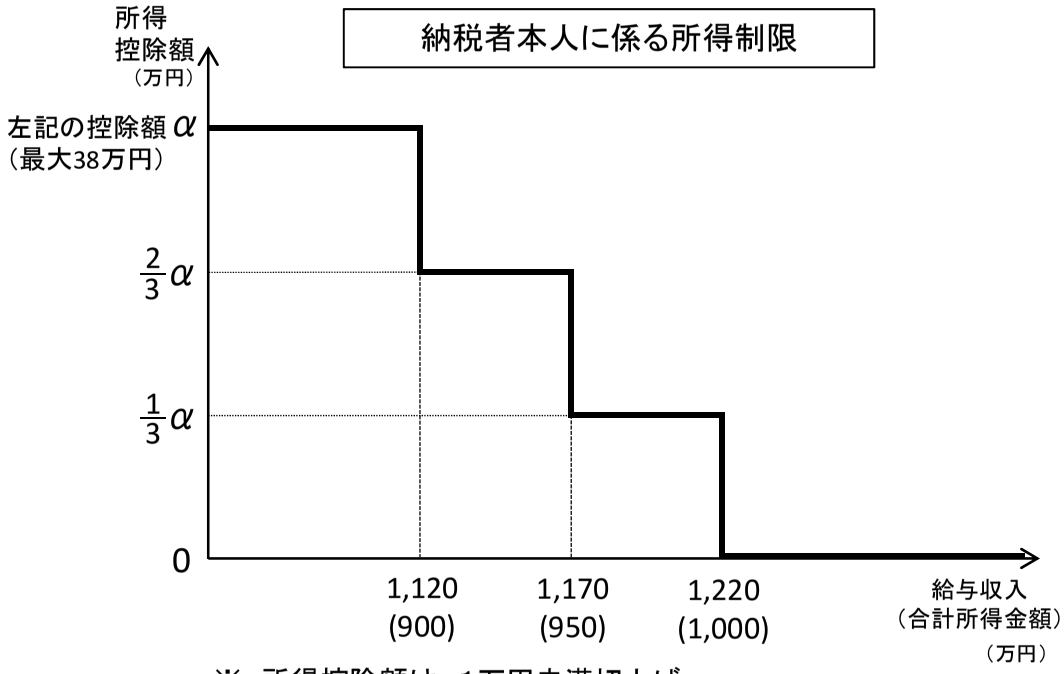

※ 所得控除額は、1万円未満切上げ

配偶者の給与収入（合計所得金額）

（単位：万円）

納税者本人の給与収入（合計所得金額）	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	～103 （～38）	～150 （～85）	～155 （～90）	～160 （～95）	～167 （～100）	～175 （～105）	～183 （～110）	～190 （～115）	～197 （～120）	～201 （～123）	201～ （123～）
～1,120 （～900）	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	―
～1,170 （～950）	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	―
～1,220 （～1,000）	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	―
1,220～ （1,000～）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①～1,120万円（～900万円）の場合、控除額48万円、②1,120～1,170万円（900～950万円）の場合、控除額32万円、③1,170万円～1,220万円（950～1,000万円）の場合、控除額16万円、④1,220万円超（1,000万円超）の場合、適用なし。

短時間労働者への被用者保険の適用拡大

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

① （平成28年10月～）**501人以上の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす**短時間労働者に適用拡大。

② （平成29年４月～）、**500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、**短時間労働者への適用拡大を可能とする。（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする）

③ （平成31年９月までに）**更なる適用拡大について検討**を加え、その結果に基づき、必要な措置を実施。

これまで

週30時間以上

581

①平成28年10月～

(1)週労働時間20時間以上
(2)月額賃金8.8万円以上（年収換算で約106万円以上）
（所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含まない）
(3)勤務期間１年以上見込み
(4)学生は適用除外
(5)従業員　501人以上の企業等
（適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定）

②平成29年４月～

左記(1)～(4)の条件の下、**500人以下の企業等**について、
- **民間企業は、労使合意に基づき、適用拡大を可能に**
- **国・地方公共団体は、適用**

③平成31年９月まで

更なる適用拡大について検討

＜被用者保険の適用拡大のイメージ＞

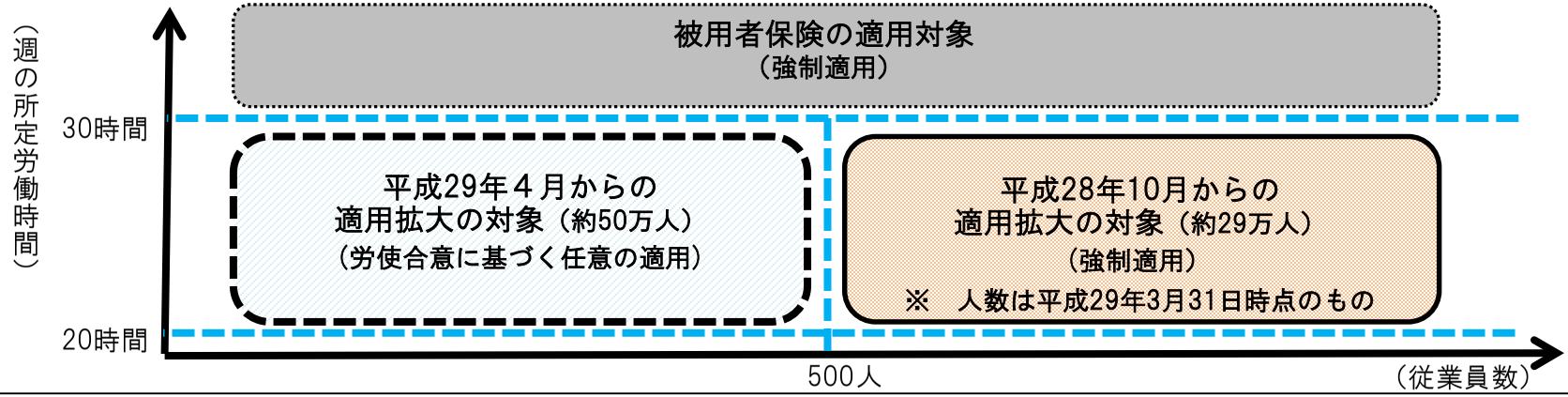

※　就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金の引上げ及び労働時間の延長を行う事業主に対し、取組への一時的な支援を実施。（雇用保険二事業のキャリアアップ助成金の活用）

キャリアアップ助成金について　平成30年度要求額：835億円（29年度予算額660億）

○　有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期契約労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

目的	コース名・内容		助成額　※＜＞は生産性の向上が認められる場合の額、（　）は大企業の額、下線は新規又は拡充部分
正社員化支援	**正社員化コース**	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用	①有期→正規：１人当たり57万円＜72万円＞（42.75万円＜54万円＞） ②有期→無期：１人当たり28.5万円＜36万円＞（21.375万円＜27万円＞） ③無期→正規：１人当たり28.5万円＜36万円＞（21.375万円＜27万円＞） （注）転換前の期間が3年以下に限るとともに、正規への転換にあっては、転換前の賃金と比較して5%以上増額していることを要件に追加 （注）１事業所当たりの当たりの上限人数を、15人→20人に拡充 ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、①③：１人当たり28.5万円＜36万円＞（大企業も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業主における35歳未満の者の場合、 ①：１人当たり9.5万円＜12万円＞（大企業も同額）、②③：１人当たり4.75万円＜6万円＞（大企業も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、①③：１事業所当たり9.5万円＜12万円＞（7.125万円＜9万円＞）加算
人材育成支援	**人材育成コース** **※　30年度から「人材開発支援助成金」に統合**	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ・一般職業訓練（OFF-JT） ・有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJT）	OFF-JT　賃金助成：１ｈ当たり760円＜960円＞（475円＜600円＞） 経費助成：実費助成 ※訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度　【　】は有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合 100時間未満の場合　10万円（7万円）【15万円（10万円）】　100時間以上200時間未満の場合　20万円（15万円）【30万円（20万円）】 200時間以上の場合　30万円（20万円）【50万円（30万円）】 OJT　実施助成：１ｈ当たり760円＜960円＞（665円＜840円＞）
582 処遇改善支援	**賃金規定等改定コース**	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、２%以上増額	①全ての賃金規定等改定： 対象労働者数が　１人～３人：9.5万円＜12万円＞（7.125万円＜9万円＞）　４人～６人：19万円＜24万円＞（14.25万円＜18万円＞） ７人～10人：28.5万円＜36万円＞（19万円＜24万円＞）　11人～100人：2.85万円＜3.6万円＞（1.9万円＜2.4万円＞）×人数 ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定： 対象労働者数が　１人～３人：4.75万円＜6万円＞（3.325万円＜4.2万円＞）　４人～６人：9.5万円＜12万円＞（7.125万円＜9万円＞） ７人～10人：14.25万円＜18万円＞（9.5万円＜12万円＞）　11人～100人：1.425万円＜1.8万円＞（0.95万円＜1.2万円＞）×人数 ※　中小企業において3%以上増額した場合、全ての賃金規定等改定：1人当たり1.425万円＜1.8万円＞加算 雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定：1人当たり0.76万円＜0.96万円＞加算 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、１事業所当たり19万円＜24万円＞（14.25万円＜18万円＞）加算
	健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、４人以上実施	１事業所当たり38万円＜48万円＞（28.5万円＜36万円＞）
	賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	１事業所当たり57万円＜72万円＞（42.75万円＜54万円＞） ※　対象労働者1人あたり、2万円＜2.4万円＞（1.5万円＜1.8万円＞）の加算措置を追加
	諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用	１事業所当たり38万円＜48万円＞（28.5万円＜36万円＞） ※　対象労働者1人あたり、1.5万円＜1.8万円＞（1.2万円＜1.4万円＞）の加算措置を追加 ※　同時に2つ以上の諸手当を導入した場合に、2つ目以降の手当1つにつき、16万円＜19.2万円＞（12万円＜14.4万円＞）の加算措置を追加
	選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施	１人当たり 3%以上：1.9万円＜2.4万円＞（1.425万円＜1.8万円＞）　5%以上：3.8万円＜4.8万円＞（2.85万円＜3.6万円＞）　7%以上：4.75万円＜6万円＞（3.325万円＜4.2万円＞） 10%以上：7.6万円＜9.6万円＞（5.7万円＜7.2万円＞）　14%以上：9.5万円＜12万円＞（7.125万円＜9万円＞）
	短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用	１人当たり19万円＜24万円＞（14.25万円＜18万円＞） ※　上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上５時間未満延長でも助成 1時間以上2時間未満：　3.8万円＜4.8万円＞　（2.85万円＜3.6万円＞）　2時間以上３時間未満：　7.6万円＜9.6万円＞　（5.7万円＜7.2万円＞） 3時間以上４時間未満：11.4万円＜14.4万円＞（8.55万円＜10.8万円＞）　4時間以上５時間未満：15.2万円＜19.2万円＞（11.4万円＜14.4万円＞）

「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」報告書について

検討会設置の背景

「『日本再興戦略』改訂2015」において、配偶者手当について「官の見直しの検討とあわせて、労使に対しその在り方の検討を促す」とされたことを受け、労使による配偶者手当の在り方の検討を促すため、労働基準局長の下、学識経験者による「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」を平成27年12月に設置し、年度末にかけて3回開催した。

＜開催日＞第1回 平成27年12月15日、第2回 平成28年2月18日、第3回 平成28年3月29日

検討会の目的

○　就業調整につながる配偶者手当の在り方についての考え方を明らかにすること。

○　配偶者手当の見直しを実施した企業事例や円滑な見直しに当たっての留意点（労働契約法、判例等のポイント、円滑な見直しのためのノウハウ）を示すこと。

「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」参集者

◎阿部	正浩	中央大学経済学部教授
安藤	至大	日本大学総合科学研究所准教授
戎野	淑子	立正大学経済学部教授
大嶋	寧子	みずほ総合研究所主任研究員
神吉	知郁子	立教大学法学部国際ビジネス法学科准教授
守島	基博	一橋大学大学院商学研究科教授
山川	隆一	東京大学大学院法学政治学研究科教授

（50音順、◎は座長）

報告書のポイント

＜配偶者手当の在り方＞

配偶者手当は、家事・育児に専念する妻と仕事に専念する夫といった夫婦間の性別役割分業が一般的であった高度経済成長期に日本的雇用慣行と相まって定着してきた制度であるが、女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化している中、税制・社会保障制度とともに、就業調整の要因となっている。

今後労働力人口が減少していくことが予想され、働く意欲のあるすべての人がその能力を十分に発揮できる社会の形成が必要となっている中、パートタイム労働で働く配偶者の就業調整につながる配偶者手当（配偶者の収入要件がある配偶者手当）については、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれる。

＜労使による企業の実情を踏まえた検討＞

労使においては、「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組（平成26年12月16日合意）」に基づき、個々の企業の実情（共働き、単身者の増加や生涯未婚率の上昇等企業内の従業員構成の変化や企業を取り巻く環境の変化等）も踏まえて、真摯な話合いを進めることが期待される。

＜配偶者手当の見直しに当たっての留意点＞

配偶者手当を含めた賃金制度の円滑な見直しに当たっては、労働契約法、判例等に加え、企業事例等を踏まえ、以下に留意する必要がある。

①　ニーズの把握など従業員の納得性を高める取組　②　労使の丁寧な話合い・合意
③　賃金原資総額の維持　④　必要な経過措置　⑤　決定後の新制度についての丁寧な説明。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 173
大項目	Ⅲ	Ⅲ　女性活躍のための基盤整備
中項目	2	2．女性活躍の視点に立った制度等の整備
小項目	(2)	（2）旧姓の通称としての使用の拡大
細項目	①	①マイナンバーカード等への旧姓併記の推進 　住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが、平成30年度以降速やかに可能となるよう、関係法令の改正を行うとともに、システム改修を行う。
該当施策名 （事業名）		マイナンバーカード等への旧姓併記等の推進
該当施策の背景・ 目的		女性活躍推進の観点から、希望する者に係るマイナンバーカード等において旧姓がわかるような記載を可能とするもの。
該当施策の政策手段の分類	○	法令・制度改正
	―	税制改正要望
	○	予算 30年度要求予算額:　23,760　千円 29年度予算額:　23,760　千円 28年度歳出予算現額※1:　―（平成28年度予算 9,378,763は全額繰越）　千円 28年度決算額:　―　千円 使用割合:　―　%
	―	機構定員要求
	―	その他（具体的に） ―
該当施策概要		希望する者に係るマイナンバーカード等において旧姓がわかるような記載を可能とするよう、関係法令の改正を行うとともにシステム改修を行う。

<table>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※2</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※3</td></tr>
<tr><td colspan="3">137</td></tr>
<tr><td rowspan="5">「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野</td><td colspan="3">主に関係する分野・大項目</td></tr>
<tr><td>分野ー大項目</td><td>9－1</td><td>男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他関係する分野・大項目等</td></tr>
<tr><td>分野ー大項目</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当府省・担当課</td><td colspan="3">総務省</td></tr>
<tr><td colspan="3">自治行政局住民制度課</td></tr>
</table>

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について（平成28年1月）」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）」での施策の整理上の番号を示す。

マイナンバーカード等への旧姓併記の推進

○　女性活躍推進の観点から、希望する者に係るマイナンバーカード等において旧姓がわかるような記載を可能とするよう、システム改修等（市区町村の既存住基システムの改修等）を行う。

【H30要望額　０．２億円】

＜主な閣議決定等の内容＞

○男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について（H28.5.13男女共同参画会議）

「住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める…べき」

※　女性活躍加速のための重点方針2016（H28.5.20すべての女性が輝く社会づくり本部決定）においても同様の記載あり。

○世界最先端IT国家創造宣言（H28.5.20閣議決定）

「…旧姓併記等の券面記載事項の充実…その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現」

○ニッポン一億総活躍プラン（H28.6.2閣議決定）

「住民基本台帳法施行令等の改正を行い、マイナンバーカードに旧姓の併記を可能とする」

○日本再興戦略2016（H28.6.2閣議決定）

「…旧姓併記等の券面記載事項の充実…その可否も含めて検討を進め、可能なものから…順次実現」

等

（旧姓併記のイメージ）

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 174
大項目	Ⅲ	Ⅲ　女性活躍のための基盤整備
中項目	2	2．女性活躍の視点に立った制度等の整備
小項目	(2)	（2）旧姓の通称としての使用の拡大
細項目	②	②旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討 　旅券について、平成31年度を目途に、本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、諸外国の運用も考慮に入れつつ、引き続き必要な検討を行う。
該当施策名 （事業名）		旅券への旧姓併記の推進
該当施策の背景・ 目的		女性の活躍を更に加速させるために、女性活躍の視点に立った制度等を整備する観点から、旧姓の通称としての使用の拡大に向けた取組を進める。
該当施策の政策手段の分類	○	法令・制度改正
	―	税制改正要望
	○	予算 30年度要求予算額:　103,602　千円 29年度予算額:　―　千円 28年度歳出予算現額※1:　―　千円 28年度決算額:　―　千円 使用割合:　―　%
	―	機構定員要求
	―	その他（具体的に） ―
該当施策概要		旅券への旧姓併記について、これまで、その必要性を個別に判断して認めていたが、今後は、旅券申請者が旧姓の併記を希望し、戸籍謄抄本で旧姓が確認できる場合には、旅券への旧姓併記を可能とする。また、現行の旧姓の併記方法（身分事項頁の戸籍上の姓の後に旧姓を括弧書きで記載）は国際的に広く認知されているものではないため、出入国審査等の際に無用なトラブルを生じさせ、旅券所持人が不利益を被る可能性があることから、これらのトラブルを回避すべく、旧姓の望ましい記載方法について、国際民間航空機関（ICAO）で規定される国際標準や諸外国の運用を考慮に入れつつ検討し、旅券発給管理システムの改修等を行う。

<table>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※2</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※3</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野</td><td colspan="3">主に関係する分野・大項目</td></tr>
<tr><td>分野一大項目</td><td>9－1</td><td>男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他関係する分野・大項目等</td></tr>
<tr><td>分野一大項目</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>担当府省・担当課</td><td colspan="3">外務省</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">領事局旅券課</td></tr>
</table>

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について（平成28年1月）」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）」での施策の整理上の番号を示す。

旅券への旧姓併記の推進に向けた検討

590

平成２９年９月１４日

外務省領事局

旅券への旧姓併記の推進に向けた検討

１　旅券への旧姓併記の要件を緩和

旅券への旧姓併記について，これまで，その必要性を個別に判断して認めていたが，今後は，旅券申請者が，旧姓の併記を希望し，戸籍謄抄本で旧姓が確認できる場合には旅券への旧姓併記を可能とする。

２　旧姓の記載方法を変更

旅券は「国際的身分証明書」としての機能を有しており，旅券所持人の円滑な出入国等を確保することが最重要。身分事項頁に戸籍上の姓の表記の後に旧姓を括弧書きで記載する現行の併記方法は国際的に広く認知されているものではないため，出入国審査等の際に無用なトラブルを生じさせ，旅券所持人が不利益を被る可能性があることから，これらのトラブルを回避すべく，旧姓の望ましい記載方法について，国際民間航空機関（ICAO）で規定される国際標準や諸外国の運用を考慮に入れつつ検討し，旅券発給管理システムの改修等を行う。

591

現行の旅券への旧姓併記

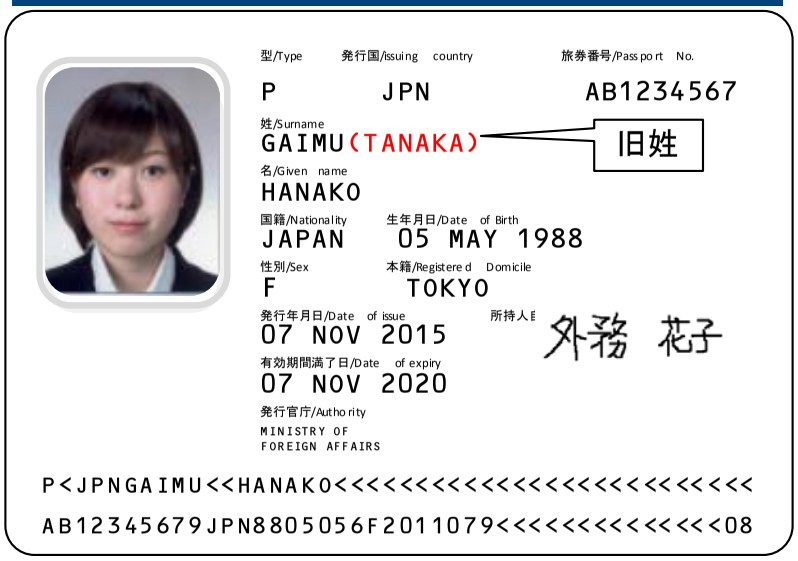

旅券の身分事項頁（2頁）

改修が必要となるシステム等

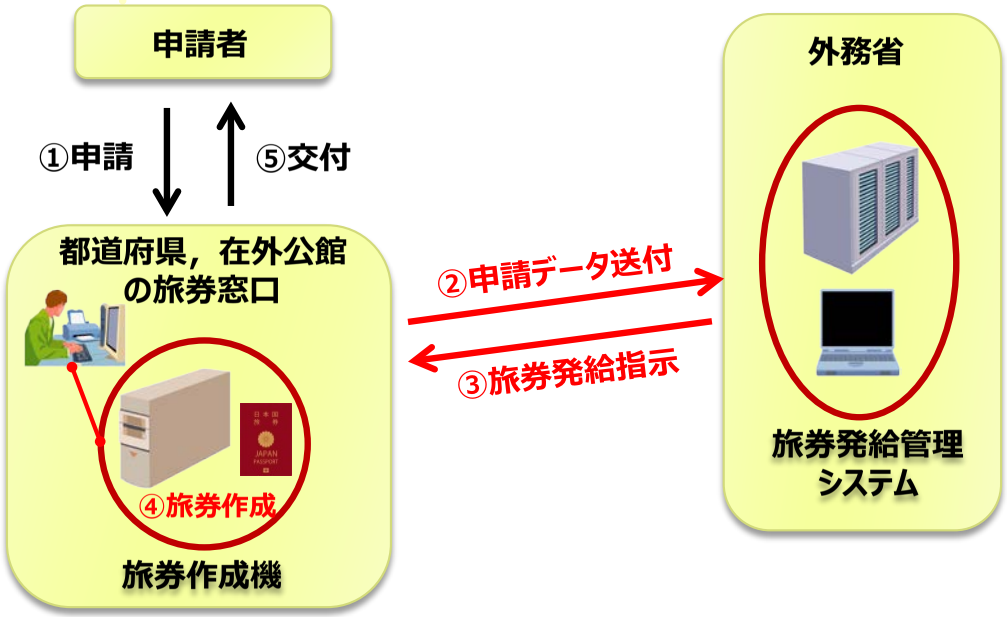

【参考】

現行の旧姓併記の運用

旅券に記載する氏名は，戸籍に記載されている氏名の表記が原則（旅券法施行規則第５条第２項）。ただし，①外国における「旧姓」での活動や実績，②職場で旧姓使用が認められている者が業務により外国に渡航する必要性が確認できる場合には，旧姓を併記する必要性を個別に判断した上で，旅券の身分事項頁に戸籍上の姓の表記の後に括弧書きによる旧姓の併記を認めている。

旅券における別名併記（旧姓併記を含む）の実績

（1）旅券において，旧姓併記は別名併記の一つの形態と整理。別名併記には，旧姓のほか，配偶者が外国人であって戸籍上は日本姓を維持している者について，渡航の便宜から必要とされる場合，当該外国人配偶者の姓を併記する等の例がある。
（2）平成28年（暦年）に旧姓併記を含む別名併記を認めた件数（一般旅券）は，31,895件（国内：11,148件，国外：20,747 件）であり，一般旅券発行数全体（3,894,640件）の約0.8%。（旧姓併記に限っての統計はとっていない。）

旅券への旧姓併記に係る政府決定等

・男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項（H28.5.13 男女共同参画会議）
「国際的身分証明書であるパスポートについて，既に一部認められている旧姓併記の条件緩和の可能性につき検討すべきである。」
・ニッポン一億総活躍プラン ロードマップ「女性活躍の推進（その2）」（H28.6.2 閣議決定）
「旅券・金融機関口座等を含め旧姓使用の現状と課題について調査を行い，必要な取組を進める。」
・男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項（H29.5.25 男女共同参画会議）
「旧姓の通称としての使用の拡大
　引き続き，旧姓使用の拡大に向けて検討を加速させるべきである。特に，マイナンバーカード等への旧姓併記を進めるとともに，既に一部認められている旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討のほか，銀行口座の開設等で旧姓使用がしやすくなるよう働きかけを行うべきである。」
・女性活躍加速のための重点方針2017（H29.6.6 女性が輝く社会づくり本部決定）
「旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討
　旅券について，平成31年度を目途に，本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう，諸外国の運用も考慮に入れつつ，引き続き必要な検討を行う。」

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 175
大項目	Ⅲ	Ⅲ　女性活躍のための基盤整備
中項目	2	2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備
小項目	(2)	(2)旧姓の通称としての使用の拡大
細項目	③	③銀行口座等の旧姓使用 　銀行口座等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、引き続き関係機関等に働きかけを行う。
該当施策名 (事業名)		旧姓使用の拡大に向けた働きかけ
該当施策の背景・ 目的		社会において、旧姓を通称として使用しながら活動する女性が増加している中、銀行口座等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、関係省庁と連携し、金融機関を始めとした関係機関等に対し、旧姓使用の拡大に向けた働きかけを行う。
該当施策の政策手段の分類	―	法令・制度改正
	―	税制改正要望
	―	予算 30年度要求予算額:　― 千円 29年度予算額:　― 千円 28年度歳出予算現額※1:　― 千円 28年度決算額:　― 千円 使用割合:　― %
	―	機構定員要求
	○	その他(具体的に) 周知協力依頼の実施
該当施策概要		平成29年7月に、内閣府男女共同参画局において、日本経済団体連合会等の5つの経済団体に対し、職場での旧姓使用の拡大について、周知協力依頼を行った。また、同月、全国銀行協会等の7つの金融関係団体に対し、各金融機関において、可能な限り円滑に旧姓による口座開設等が行えるよう、周知協力依頼を行った。

<table>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※2</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※3</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">「第４次男女共同参画基本計画」での関係分野</td><td colspan="3">主に関係する分野・大項目</td></tr>
<tr><td>分野ー大項目</td><td>９－１</td><td>男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他関係する分野・大項目等</td></tr>
<tr><td>分野ー大項目</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当府省・担当課</td><td colspan="3">内閣府</td></tr>
<tr><td colspan="3">男女共同参画局調査課</td></tr>
</table>

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について（平成28年1月）」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 176
大項目	Ⅲ	Ⅲ　女性活躍のための基盤整備
中項目	2	2．女性活躍の視点に立った制度等の整備
小項目	(3)	(3)男女共同参画の視点からの防災・復興の取組
細項目	①	①男女共同参画の視点からの防災・復興の推進 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点からの防災を推進するため、男女共同参画の視点による平成28年(2016年)熊本地震の対応状況の調査において、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月男女共同参画局)の活用、女性リーダーの育成、被災後の保育・介護環境の早期再開、災害時等の男女別統計の整備・活用等の必要性が提言されたことを踏まえ、地域における防災分野での女性活躍に資する先進的な取組への支援や、アドバイザーの派遣等による防災に関わる多様な組織･団体等における男女共同参画の視点からの防災研修プログラムの活用の促進等を通じて、災害対応における女性リーダーの育成、セミナー・シンポジウム等での情報交換、取組事例の発表等、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が促進されるよう支援を行う。

該当施策名 (事業名)		地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザーの派遣事業
該当施策の背景・ 目的		第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)で述べているとおり、国は、地方公共団体や男女共同参画センター、民間団体等と共に一体となって地域の取組の支援や意識啓発の一層の推進を図ることにより、地域における男女共同参画を推進することとしている。 このことを踏まえ、本事業においては、それぞれの地域において、行政、企業、地域団体、住民等の主体が連携・協働しながら、自らの地域の課題を解決するために具体的な活動を展開していくことの重要性の観点から、それぞれの地域における課題解決に向けた主体的な取組を支援するため、各団体等の求めに応じて適切な指導・助言ができるアドバイザーを派遣することを通じて、地域における男女共同参画をより一層推進することを目的とする。
該当施策の政策手 段の分類	―	法令・制度改正
	―	税制改正要望
	○	予算 30年度要求予算額:　2,551　千円 29年度予算額:　2,551　千円 28年度歳出予算現額※1:　2,906　千円 28年度決算額:　1,667　千円 使用割合:　57.4　%
	―	機構定員要求
	―	その他(具体的に) ―
該当施策概要		地方公共団体、NPOなどの民間団体等が、「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書」(平成29年3月内閣府男女共同参画局)及び「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」(28年6月内閣府男女共同参画局)を活用した地域における男女共同参画の視点による防災研修事業等を行う際に、アドバイザー派遣に係る経費を内閣府が負担する。

<table>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※2</td></tr>
<tr><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※3</td></tr>
<tr><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td rowspan="5">「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野</td><td colspan="3">主に関係する分野・大項目</td></tr>
<tr><td>分野ー大項目</td><td>4－1</td><td>地域活動における男女共同参画の推進</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他関係する分野・大項目等</td></tr>
<tr><td>分野ー大項目</td><td colspan="2">11－1、Ⅳ－3</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当府省・担当課</td><td colspan="3">内閣府</td></tr>
<tr><td colspan="3">男女共同参画局総務課</td></tr>
</table>

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について（平成28年1月）」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）」での施策の整理上の番号を示す。

地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザーの派遣事業

平成３０年度概算要求額　２，５５１千円

（２９年度予算額　２，５５１千円）

事業概要・目的

○男女共同参画社会基本法では、国は、地方公共団体の実施する施策及び民間の団体が行う活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずることとされています。

　２７年１２月に策定した第４次男女共同参画基本計画では、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、地域活動における男女共同参画を推進することとしています。

　また、男女共同参画社会の形成を促進するためには、国の取組はもとより、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が有機的な連携を保ちつつ、取組を展開することが重要です。

　このため、国、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が意見交換等を行い、男女共同参画社会づくりに向けた取組の気運を醸成します。

597

事業イメージ・具体例

○地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザーの派遣

行政、企業、地域団体、住民等が連携・協働し、自らの地域の課題を解決するためにセミナー、意見交換会、シンポジウムなどを展開していきます。これを支援するため、求めに応じて指導・助言ができるアドバイザーを派遣します。

資金の流れ

○アドバイザー派遣

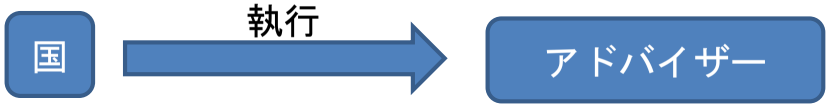

期待される効果

　男女共同参画社会づくりについて、全国的に理解が促進され、国、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が連携を保ちつつ、多様な取組が展開されます。

　また、男女共同参画行政に関する施策の効果的な推進方法や、国や各主体が抱えている課題等について、相互の間で情報の共有が進み、国が効果的に施策を推進できるようになるとともに、全国各地において、男女共同参画社会の形成の促進に向けた気運が醸成され、取組が一層強化されます。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 177
大項目	Ⅲ	Ⅲ　女性活躍のための基盤整備
中項目	2	2．女性活躍の視点に立った制度等の整備
小項目	(3)	(3)男女共同参画の視点からの防災・復興の取組
細項目	①	①男女共同参画の視点からの防災・復興の推進 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点からの防災を推進するため、男女共同参画の視点による平成28年熊本地震の対応状況の調査において、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年5月男女共同参画局）の活用、女性リーダーの育成、被災後の保育・介護環境の早期再開、災害時等の男女別統計の整備・活用等の必要性が提言されたことを踏まえ、地域における防災分野での女性活躍に資する先進的な取組への支援や、アドバイザーの派遣等による防災に関わる多様な組織・団体等における男女共同参画の視点からの防災研修プログラムの活用の促進等を通じて、災害対応における女性リーダーの育成、セミナー・シンポジウム等での情報交換、取組事例の発表等、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が促進されるよう支援を行う。 「仙台防災枠組」に基づく防災における男女共同参画の推進により地域の防災力を向上させるため、男女共同参画の視点から現状データや各種主体による取組状況、海外事例等を調査、分析し、本年度中に考え方や必要な取組の方向性等について、中間の取りまとめを行い、引き続き男女共同参画の推進による地域防災力向上のための取組等について平成30年度以降も検討を進める。
該当施策名 （事業名）		男女共同参画による地域防災力の向上に関する調査等
該当施策の背景・ 目的		ジェンダーの平等は、「仙台防災枠組2015-2030」等で、防災・復興の取組において重要な要素として位置付けられ、特に、最近では仙台防災枠組のグローバルターゲットを計測するための、死者数等の男女別のデータを収集することが望ましいとされ、これにより、ジェンダーの観点からも防災が可視化されることが世界的な潮流となっている。日本は、過去から大きな災害に見舞われており、近年では、東日本大震災などの地震・津波による災害や、関東・東北豪雨などの水害、熊本地震等多くの自然災害により被害を受けている。そのため、事前防災や災害時における男女による取組や受ける被害の違いが、地域の防災力に影響を与えていることから、防災におけるジェンダー平等を目指し、地域の防災力を高めることが重要である。このため、課題の整理、データの収集、事例の分析等を行い、今後の考え方や有効な取組について検討する。
該当施策の政策手段の分類	―	法令・制度改正
	―	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額：　26,000　千円
		29年度予算額：　―　千円
		28年度歳出予算現額※1：　―　千円 28年度決算額：　―　千円
		使用割合：　―　%
	―	機構定員要求
	―	その他（具体的に）
		―

<table>
<tr><td>該当施策概要</td><td colspan="3">災害時の脆弱性を解消し地域防災力向上を目指すため、有識者による検討会を開催し、課題の抽出・分析を行うとともに、自治体や住民が取組む先進的な事例などの調査を行い、それらをHPやセミナーなどの場をとおして広く普及啓発活動を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※2</td></tr>
<tr><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※3</td></tr>
<tr><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td rowspan="4">「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野</td><td colspan="3">主に関係する分野・大項目</td></tr>
<tr><td>分野ー大項目</td><td>11－1</td><td>防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他関係する分野・大項目等</td></tr>
<tr><td>分野ー大項目</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当府省・担当課</td><td colspan="3">内閣府（防災担当）付参事官</td></tr>
<tr><td colspan="3">（普及啓発・連携担当）付</td></tr>
</table>

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について（平成28年1月）」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）」での施策の整理上の番号を示す。

男女共同参画による地域防災力向上に関する調査等

事業概要・目的

○ジェンダーの平等は、「仙台防災枠組2015-2030」等で防災・復興の取組において重要な要素として位置付けられ、特に、最近では仙台防災枠組のグローバルターゲットを計測するための、死者数等の男女別のデータを収集することが望ましいとされ、これにより、ジェンダーの観点からも防災が可視化されることが世界的な潮流となっている。

○事前防災や災害時における男女による取組や受ける被害の違いが、地域の防災力に影響を与えていることから、防災におけるジェンダー平等を目指し、地域の防災力を高めることが重要である。

○このため、課題の整理、データの収集、事例の分析等を行い、今後の考え方や有効な取り組みについて検討する。

事業イメージ・具体例

＜男女共同参画による地域防災力の向上＞

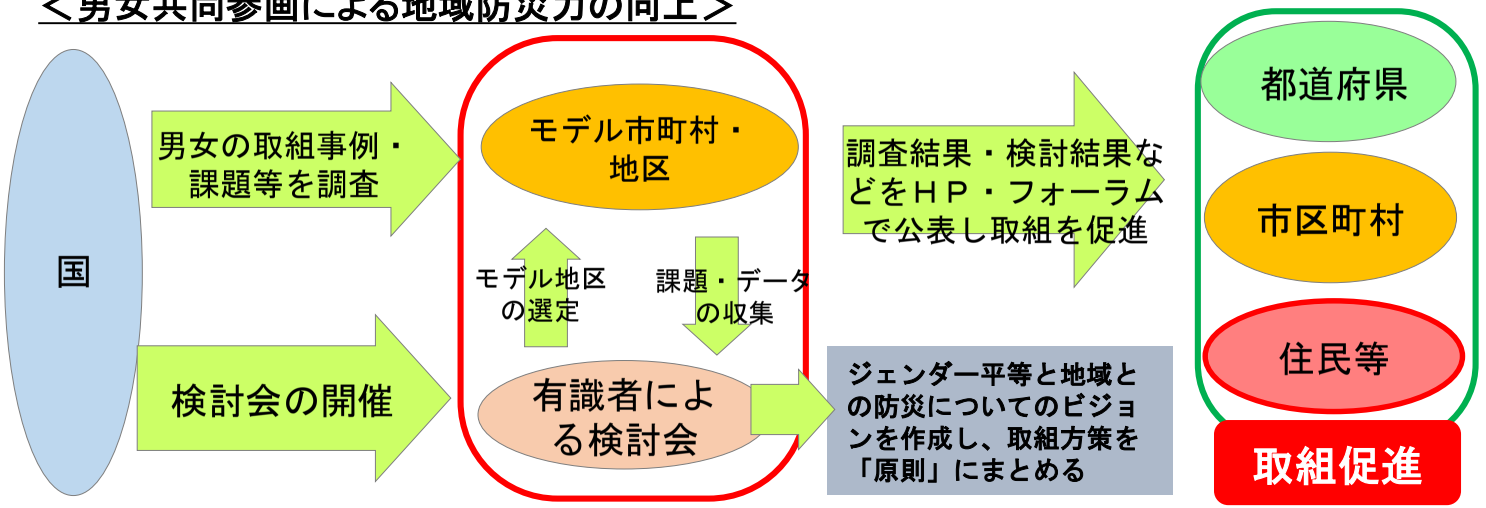

期待される効果

○男女共同参画による地域防災力向上を目指すことにより、地域コミュニティによる地域防災力が一層高まり、防災力向上に繋がる。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 178
大項目	Ⅲ	Ⅲ　女性活躍のための基盤整備
中項目	2	2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備
小項目	(3)	(3)男女共同参画の視点からの防災・復興の取組
細項目	②	②復興における男女共同参画の視点の理解促進 東日本大震災からの復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を収集、公表するとともに、被災地等におけるシンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演等を通じて、男女共同参画の視点を踏まえて復興に向けた取組を実施することの必要性を理解し、実行するための具体的な取組を推進する。 また、熊本地震における対応状況の調査結果を踏まえた「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)の活用促進等を通じ、被災地等における男女共同参画の視点からの復興の取組を支援する。

該当施策名 (事業名)	復興における男女共同参画の視点からの取組事例の収集・公表及び被災地における男女共同参画の視点の浸透活動
該当施策の背景・ 目的	「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針及び第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解の促進・浸透を目的とする。
該当施策の政策手段の分類	ー　法令・制度改正 ー　税制改正要望 ー　予算 30年度要求予算額:　ー　千円 29年度予算額:　ー　千円 28年度歳出予算現額※1:　ー　千円 28年度決算額:　ー　千円 使用割合:　ー　% ー　機構定員要求 ー　その他(具体的に) ー
該当施策概要	復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例などを収集し、公表するとともに、被災地等において、パネルディスカッション・シンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演などの、男女共同参画の視点を持つことの必要性を理解してもらうための取組を実施。 平成29年度の今後の取組として、 ・29年9月に、岩手県・岩手県男女共同参画センター主催、復興庁男女共同参画班協力で、平成29年度男女共同参画サポーター養成講座公開講座「復興における地域コミュニティの再生を事例から学ぶ -男女共同参画の視点からの復興-」を実施予定。 ・29年11月に、石巻市主催、復興庁男女共同参画班共催で、講演会「性的マイノリティの基礎知識 ～復興における性的マイノリティに係る課題ついて～」を実施予定。

<table>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※2</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※3</td></tr>
<tr><td colspan="3">109</td></tr>
<tr><td rowspan="5">「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野</td><td colspan="3">主に関係する分野・大項目</td></tr>
<tr><td>分野ー大項目</td><td>11－2</td><td>復興における男女共同参画の推進</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他関係する分野・大項目等</td></tr>
<tr><td>分野ー大項目</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当府省・担当課</td><td colspan="3">復興庁</td></tr>
<tr><td colspan="3">男女共同参画班</td></tr>
</table>

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について（平成28年1月）」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）」での施策の整理上の番号を示す。

復興と男女共同参画

○　復興のあらゆる場面に男女共同参画の視点を導入することで**「よりよい復興」**（build back better）につなげる。
○　「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針及び第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解を促進・浸透。

事例集の作成・公表

○　主に女性が中心となって行われている復興関連の取組や、取組を行っている女性を支援する取組等を中心に取材し、事例集を作成。
○　平成24年11月以降、１０３事例（平成２９年５月末現在）をとりまとめ、ホームページで公表。

男女共同参画の視点からの復興
～参考事例集～（第１４版）

復興活動への男女共同参画の視点の浸透

○　復興にも男女共同参画の視点を持つことの必要性を理解してもらう（＝浸透させる）ための活動。
○　パネルディスカッション・シンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演等、被災地の自治体等のニーズに応じて実施。

これまでに開催したパネルディスカッション等の模様

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 179
大項目	Ⅲ	Ⅲ　女性活躍のための基盤整備
中項目	2	2．女性活躍の視点に立った制度等の整備
小項目	(3)	(3)男女共同参画の視点からの防災・復興の取組
細項目	②	②復興における男女共同参画の視点の理解促進 東日本大震災からの復興に当たって、男女共同参画の視点を踏まえて復興に向けた取組を実施することの必要性を理解し推進するため、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を収集、公表するとともに、被災地等におけるシンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演等を実施する。 また、熊本地震における対応状況の調査結果を踏まえた「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の活用促進等を通じ、被災地等における男女共同参画の視点からの復興の取組を支援する。

該当施策名 （事業名）	地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザーの派遣事業
該当施策の背景・ 目的	第４次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）で述べているとおり、国は、地方公共団体や男女共同参画センター、民間団体等と共に一体となって地域の取組の支援や意識啓発の一層の推進を図ることにより、地域における男女共同参画を推進することとしている。 このことを踏まえ、本事業においては、それぞれの地域において、行政、企業、地域団体、住民等の主体が連携・協働しながら、自らの地域の課題を解決するために具体的な活動を展開していくことの重要性の観点から、それぞれの地域における課題解決に向けた主体的な取組を支援するため、各団体等の求めに応じて適切な指導・助言ができるアドバイザーを派遣することを通じて、地域における男女共同参画をより一層推進することを目的とする。
該当施策の政策手段の分類	法令・制度改正 －　税制改正要望 ○　予算 30年度要求予算額:　2,551　千円 29年度予算額:　2,551　千円 28年度歳出予算現額※1:　2,906　千円 28年度決算額:　1,667　千円 使用割合:　57.4　% －　機構定員要求 －　その他（具体的に） －
該当施策概要	地方公共団体、NPOなどの民間団体等が、「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書」（平成29年３月内閣府男女共同参画局）及び「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」（28年６月内閣府男女共同参画局）を活用した地域における男女共同参画の視点による防災研修事業等を行う際に、アドバイザー派遣に係る経費を内閣府が負担する。

<table>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※2</td></tr>
<tr><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※3</td></tr>
<tr><td colspan="3">１１０</td></tr>
<tr><td rowspan="5">「第４次男女共同参画基本計画」での関係分野</td><td colspan="3">主に関係する分野・大項目</td></tr>
<tr><td>分野ー大項目</td><td>４－１</td><td>地域活動における男女共同参画の推進</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他関係する分野・大項目等</td></tr>
<tr><td>分野ー大項目</td><td colspan="2">１１－１、Ⅳ－３</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当府省・担当課</td><td colspan="3">内閣府</td></tr>
<tr><td colspan="3">男女共同参画局総務課</td></tr>
</table>

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について（平成28年1月）」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）」での施策の整理上の番号を示す。

地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザーの派遣事業

平成３０年度概算要求額　２，５５１千円

（２９年度予算額　２，５５１千円）

事業概要・目的

○男女共同参画社会基本法では、国は、地方公共団体の実施する施策及び民間の団体が行う活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずることとされています。

　２７年１２月に策定した第４次男女共同参画基本計画では、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、地域活動における男女共同参画を推進することとしています。

　また、男女共同参画社会の形成を促進するためには、国の取組はもとより、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が有機的な連携を保ちつつ、取組を展開することが重要です。

　このため、国、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が意見交換等を行い、男女共同参画社会づくりに向けた取組の気運を醸成します。

事業イメージ・具体例

○地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザーの派遣

行政、企業、地域団体、住民等が連携・協働し、自らの地域の課題を解決するためにセミナー、意見交換会、シンポジウムなどを展開していきます。これを支援するため、求めに応じて指導・助言ができるアドバイザーを派遣します。

資金の流れ

○アドバイザー派遣

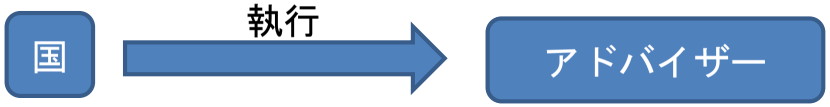

期待される効果

　男女共同参画社会づくりについて、全国的に理解が促進され、国、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が連携を保ちつつ、多様な取組が展開されます。

　また、男女共同参画行政に関する施策の効果的な推進方法や、国や各主体が抱えている課題等について、相互の間で情報の共有が進み、国が効果的に施策を推進できるようになるとともに、全国各地において、男女共同参画社会の形成の促進に向けた気運が醸成され、取組が一層強化されます。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 180
大項目	Ⅲ	Ⅲ　女性活躍のための基盤整備
中項目	2	2．女性活躍の視点に立った制度等の整備
小項目	(4)	(4)女性の活躍に功労のあった者に対する顕彰の見直し
細項目	―	(4)女性の活躍に功労のあった者に対する顕彰の見直し 「栄典授与の中期重点方針」(平成28年9月16日閣議了解)も踏まえ、女性の活躍に功労のあった者が、栄典及び国の表彰において適切に評価されるよう、関連する大臣表彰の見直しを行う。具体的には、表彰後の栄典候補者としての推薦をより意識した候補者の発掘、選定を行うとともに、表彰後の活動実績の把握等を行い、栄典候補者としての推薦を行うため、当該表彰を見直す。

該当施策名 (事業名)	女性のチャレンジ賞の見直し
該当施策の背景・ 目的	「栄典授与の中期重点方針」(平成28年9月16日閣議了解)では、所管する大臣表彰等のうちこれまで栄典候補者の推薦につながっていないものがないかを点検し、特に優れた功労を有する被表彰者については栄典候補者として積極的に推薦することが掲げられている。

該当施策の政策手段の分類		
	―	法令・制度改正
	―	税制改正要望
	―	予算
		30年度要求予算額:　― 千円
		29年度予算額:　― 千円
		28年度歳出予算現額※1:　― 千円 28年度決算額:　― 千円 使用割合:　― %
	―	機構定員要求
	○	その他(具体的に)
		実施要綱・実施要領の見直し

該当施策概要	「栄典授与の中期重点方針」(平成28年9月16日閣議了解)も踏まえ、女性の活躍に功労のあった者が、栄典及び国の表彰において適切に評価されるよう、女性のチャレンジ賞の実施要綱・実施要領を見直し、表彰後の栄典候補者としての推薦をより意識した候補者の発掘、選定を行う。

<table>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※2</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策（事業）</td><td colspan="3">関連施策（事業）の通し番号※3</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野</td><td colspan="3">主に関係する分野・大項目</td></tr>
<tr><td>分野－大項目</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他関係する分野・大項目等</td></tr>
<tr><td>分野－大項目</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当府省・担当課</td><td colspan="3">内閣府</td></tr>
<tr><td colspan="3">男女共同参画局総務課</td></tr>
</table>

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について（平成28年1月）」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）」での施策の整理上の番号を示す。

女性のチャレンジ賞の見直し

重点方針2017

「栄典授与の中期重点方針」（平成28年９月16日閣議了解）も踏まえ、女性の活躍に功労のあった者が、栄典及び国の表彰において適切に評価されるよう、関連する大臣表彰の見直しを行う。具体的には、表彰後の栄典候補者としての推薦をより意識した候補者の発掘、選定を行うとともに、表彰後の活動実績の把握等を行い、栄典候補者としての推薦を行うため、当該表彰を見直す。

背景

○　栄典授与の中期重点方針（平成28年９月16日閣議了解）

３　栄典事務の見直し

（1）候補者の選考・推薦方法の見直し

①　大臣表彰との連携

各省各庁の長は、所管する大臣表彰等のうちこれまで栄典候補者の推薦につながっていないものがないかを点検し、特に優れた功労を有する被表彰者については栄典候補者として積極的に推薦する。

609

女性の活躍に功労のあった者が、栄典及び国の表彰において適切に評価されるよう、女性のチャレンジ賞の実施要綱・実施要領を見直し、表彰後の栄典候補者としての推薦をより意識した候補者の発掘、選定を行う。